

さいたま市地域脱炭素化促進事業における
事業計画の認定に関する要領

令和7年4月

さいたま市

1.	目的	2
2.	さいたま市における地域脱炭素化促進事業の促進について	2
	(1) 地域脱炭素化促進事業とは	2
	(2) 関係許可等手続のワンストップ化の特例	3
3.	さいたま市における地域脱炭素化促進事業	5
	(1) 促進区域の設定に関する基準	5
	(2) 地域脱炭素化促進施設の種類と規模	6
	(3) 地域脱炭素化のための取組	6
	(4) 地域脱炭素化促進事業の目標	6
	(5) さいたま市の促進区域	6
	(6) 地域の環境の保全のための取組	7
	(7) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	8
4.	地域脱炭素化促進事業計画の認定等に係る手続	9
	(1) 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に係る協議	9
	(2) 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請	10
	(3) 認定後の事業実施に係る報告徴収	11
	(4) 事業実施への指導及び助言	11
	(5) 地域脱炭素化促進事業計画の変更手続き	12
	(6) 地域脱炭素化促進事業計画の認定取消し	12
5.	問い合わせ先	13

1. 目的

この要領は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）の規定による地域脱炭素化促進事業に関する制度に基づく事業計画の認定に関し、地域における協議、地域脱炭素化促進事業計画の内容や申請・認定に係る手続、必要な書類等について定め、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者等が参照することで、適切な事業実施を促進することを目的とします。

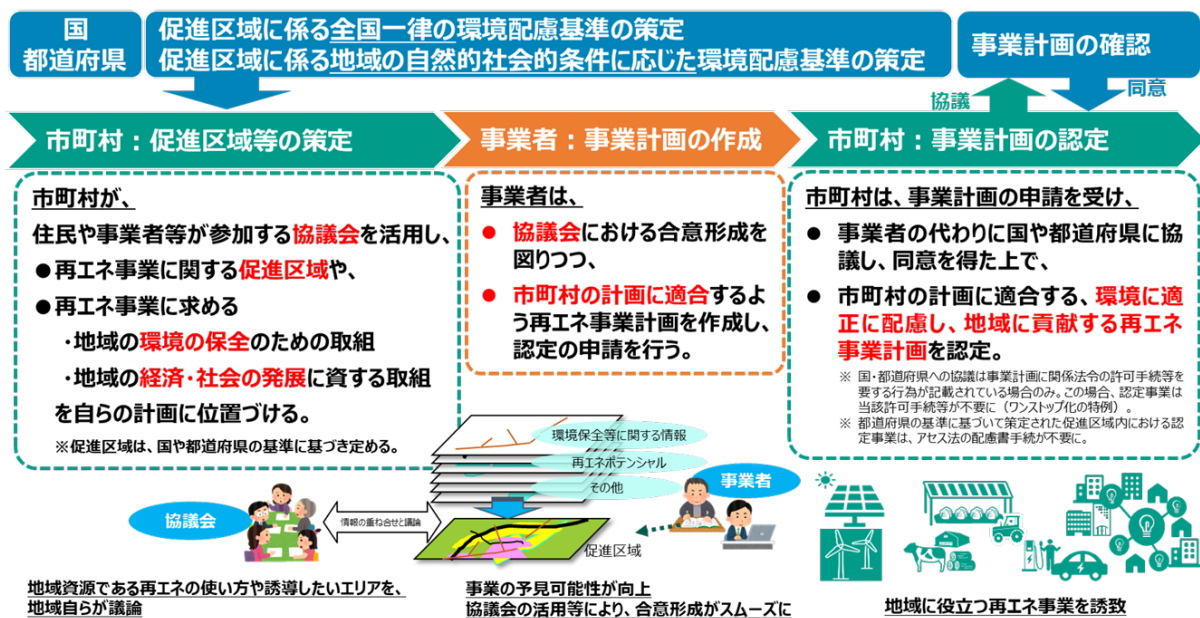
また、本市にとって望ましい再生可能エネルギーの在り方を提示し積極的に周知することで、認定を受ける地域脱炭素化促進事業や促進区域内の事業に限らず、幅広い地域共生型の再生可能エネルギー導入事業が展開されることを期待します。

2. さいたま市における地域脱炭素化促進事業の促進について

(1) 地域脱炭素化促進事業とは

令和4（2022）年4月に施行された改正温対法では、市町村が策定する地域の地球温暖化対策に係る計画において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが盛り込まれました。

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進するための制度です。この制度は、大きく分けて、①市町村における地方公共団体実行計画の策定、②計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定の構成となっています。



出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和6年4月）（環境省）

図1 地域脱炭素化促進事業の概要

「①市町村における地方公共団体実行計画の策定」について、市では、さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等を設定しています。

「②計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定」では、さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を踏まえ、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者より提出された地域脱炭素化促進事業計画について、認定基準に適合している場合、計画策定市町村は地域脱炭素化促進事業としての認定を行います。認定を受けた事業は、関係許可等手続のワンストップ化の特例の対象となります。

なお、地域脱炭素化促進事業に関する制度は、規制ではなく、地域にとって望ましい再生可能エネルギーを促進するものです。規制はされませんが、地域にとって環境保全や経済・社会の持続的発展の観点から配慮すべき事項があり、地域にとってよりよい再生可能エネルギー事業を促す仕組みです。したがって、市による地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けないと、再エネ事業が実施できないというものではありません。

また、地域脱炭素化促進事業に関する制度によって、事業者に対しても、促進区域の設定や地域の環境保全の取組の規定により、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性を高めます。また、環境審議会、説明会の開催等により、地元関係者との円滑な合意形成が可能となり、トラブルの未然防止につながります。このようなメリットを提供することで、地域と共生を図るものです。

（２） 関係許可等手続のワンストップ化の特例

事業者が、市に地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が、温対法に掲げる許可等の手続を求める行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行います。

地域脱炭素化促進事業の認定を受けることにより、当該許認可等の手続があったものとみなされ、事業者が許可権者等に許可等を得るなどの行為が不要になります。

表1 関係許可等手続のワンストップ化の特例の概要

法令	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出との増掘等	都道府県知事の許可
森林法	民有林・保安林における土地軽質変更等の開発	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の許可又は届出 ※特別地域における行為の場合は許可、普通地域における行為の場合は届出
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
廃棄物処理法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更等	都道府県知事等への届出

3. さいたま市における地域脱炭素化促進事業

(1) 促進区域の設定に関する基準

温対法の規定に基づいて、埼玉県が定めた基準による「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」「促進区域の設定にあたり考慮が必要な区域」は次のとおりです。

表2 促進区域の設定に関する基準

区域の概要	区域	区域等の設定根拠
促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	水源地域保全条例で定める水源地域	埼玉県水源地域保全条例
	砂防指定地	砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林	森林法
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	県指定鳥獣保護区、国指定鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	希少野生動植物保護区	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	県自然環境保全地域、野生動植物保護地区	埼玉県自然環境保全条例
	国立公園区域	自然公園法
	県立自然公園	埼玉県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	ふるさとの緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	市町村景観計画における重点地区	景観法
	特別緑地保全地区	都市緑地法
	近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法
	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川法
	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物	文化財保護法
	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	埼玉県文化財保護条例
	土砂搬入禁止区域	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
促進区域の設定に当たり考慮を要する区域	農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地	農地法
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律

(2) 地域脱炭素化促進施設の種類と規模

本市で促進する再エネの種類については、本市の再エネポテンシャルを踏まえ、太陽光発電を対象とし、促進区域及び事業の状況に応じて適切な規模とすることとしています。

(3) 地域脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、その一環として、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ「その他の地域の脱炭素化のための取組」を実施することが求められています。

施設整備を通じて得られたエネルギー等を活用することで、市内の温室効果ガスの排出削減等を行っていくために、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給することとしています。

(4) 地域脱炭素化促進事業の目標

地域における再生可能エネルギー導入目標の達成に資するよう、地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するために、さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）における再生可能エネルギー等の導入目標である「平成25(2013)年度比の1.9倍(7,971TJ以上)」に資するものとしています。

(5) さいたま市の促進区域

大宮駅グランドセントラルステーション化構想をより具体的かつ実現可能なものとしていくために策定した大宮GCSプランにおいて、「“街区連携型”の脱炭素まちづくりの誘導」を指針の1つとして掲げ、再生可能エネルギーの導入を進めていくこととしています。また、さいたま新都心将来ビジョンにおいて、「みどりと都市が共生する、居心地よく、ゼロカーボン牽引するまち」として方針を定めており、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーの積極的な導入を進めていくこととしています。

そのため、さいたま市では、まちづくりの方向性と合致する大宮・さいたま新都心を中心に促進区域を設定し、促進区域や脱炭素先行地域エリアから都心・副都心を中心に全市に再生可能エネルギーの導入の波及を目指しています。具体的な設定エリアについては、図2のとおり設定し、また、事業者による提案を受けた個々のプロジェクトの予定地に関しては、個別に区域として設定することを含めて検討します。

なお、環境保全としての考え方として生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえ、温室効果ガス削減と生物多様性の保全の2つの持続可能性の目標を相反させることがないように、市街化調整区域については、本市の緑の基本計画等との整合も踏まえ、生物多様性の観点から慎重に再生可能エネルギーの導入を検討すべきであることから、促進区域としないものとしています。また、住宅などは特に各種法令手続のワンストップ化の恩恵をうけないため、県基準等を踏まえた「促進区域に含めない区域」とあわせて促進区域としないものとしています。

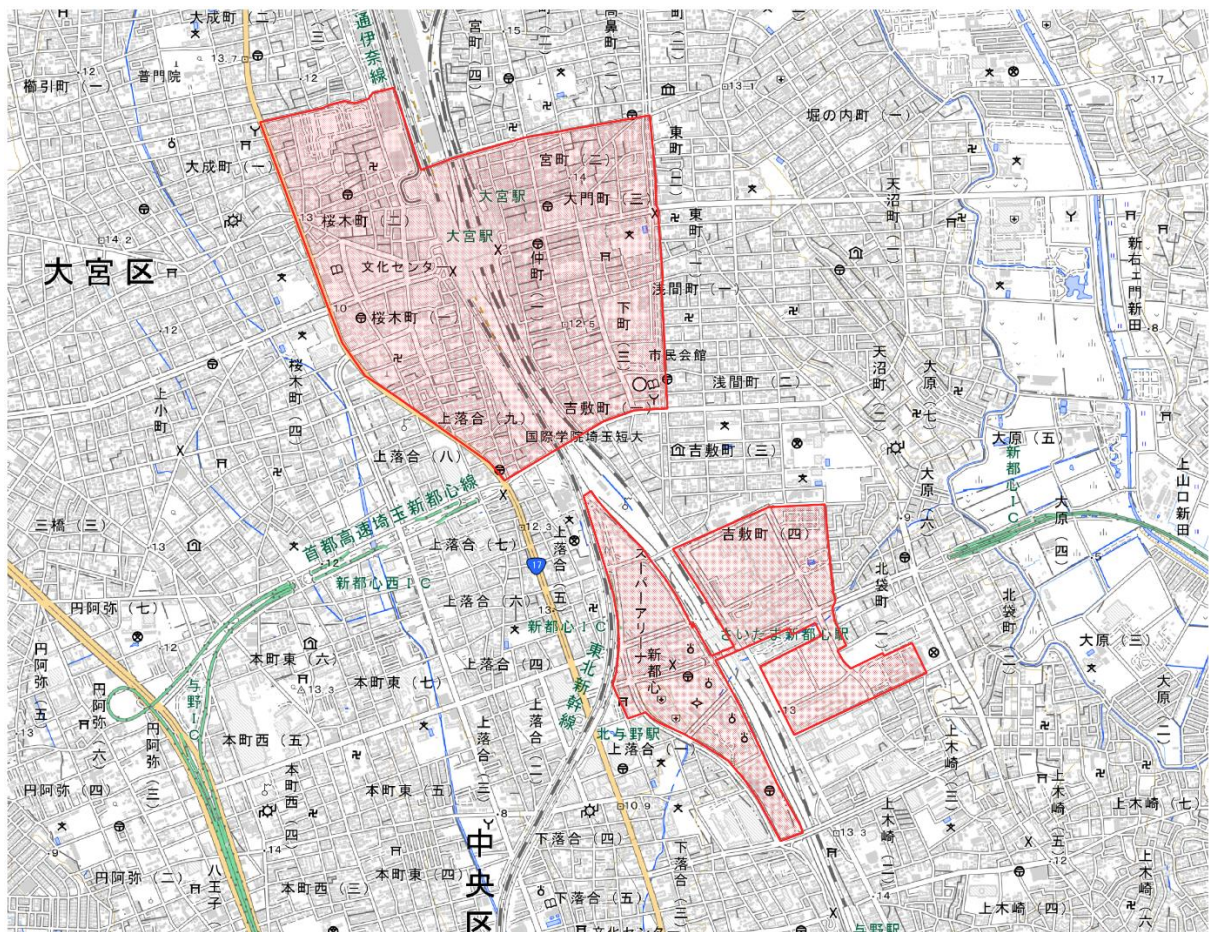


図2 さいたま市における促進区域

(6) 地域の環境の保全のための取組

温対法において、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の環境の保全のための取組」を行うものとされており、市町村が区域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画（区域施策編）において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなります。

取組の詳細については次のとおりです。

表3-1 環境保全のための考慮すべき事項

考慮を要する事項	適正な配慮のための考え方
騒音による影響 (低周波音、振動による影響を含む)	・ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。
水の濁りによる影響	・ 環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。
重要な地形及び地質への影響	・ 重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。
土地の安定性への影響	・ 災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。
反射光による影響 (日照障害への影響を含む)	・ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。

表3-2 環境保全のための考慮すべき事項

考慮を要する事項	適正な配慮のための考え方
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 植物の重要な種及び重要な群落への影響	・環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避に努めること。 ・原生林その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避に努めること。
地域を特徴づける生態系への影響	・動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。 ・自然再生の対象となる区域への影響の回避に努めること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。 ・里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避に努めること。 ・すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。 ・水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。 ・文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周辺の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。
その他、県が特に配慮が必要と判断する事項	・既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。 ・水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。 ・水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。 ・現状の地形を生かし、土地の改変量抑制に努めること。

(7) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画（区域施策編）において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなります。

本市においては、促進区域で実施される再生可能エネルギー事業では以下の内容を踏まえた取組を行うものとしています。

- ①広く市民が参加して実施されること
- ②地域の課題の解決につながる事
- ③地域の防災対策の推進に資すること
- ④地域の経済の活性化に資すること
- ⑤継続することができる見込みがあること

4. 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に係る手続

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者（以下「事業者」という。）は、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」において定めた「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」に基づき、地域脱炭素化促進事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、市の認定を受けることができます。

事業計画の認定の申請を受けた市は、認定に係る要件を確認し、該当するものであると認めたときは、その認定を行います。

また、事業計画の認定に際し、計画に記載された行為が、ワンストップ化の特例を利用できる行為である場合は、市は、あらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して協議し、その同意を得る必要があります。

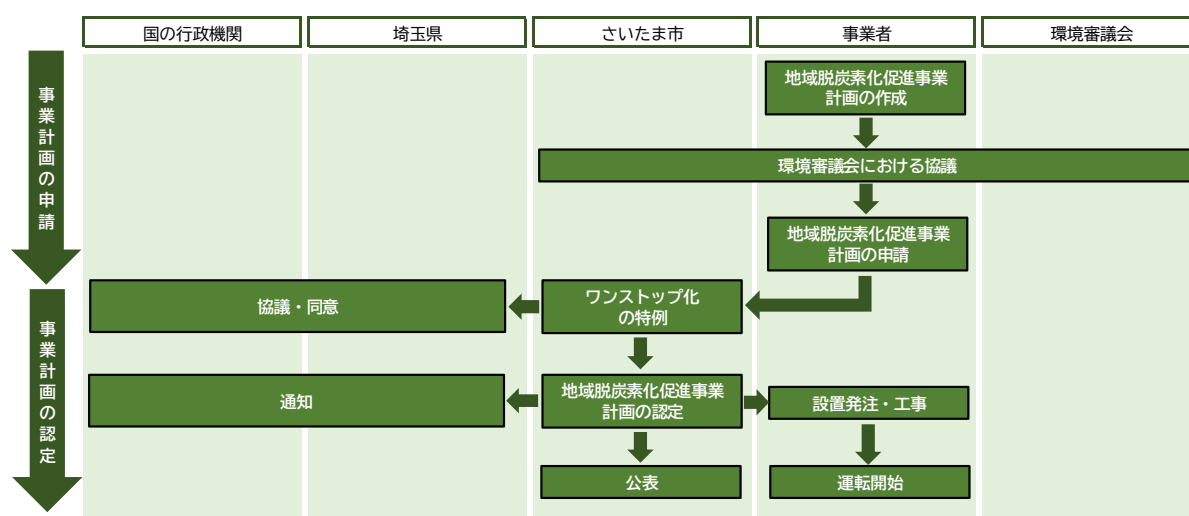


図3 地域脱炭素化促進事業計画の認定手続フロー

(1) 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に係る協議

事業者は、地域脱炭素化促進事業計画の認定を行う前に、当該計画について協議を行う必要があります。まず、学識経験者、市民や事業者の代表によって構成されるさいたま市環境審議会（以下、「環境審議会」という。）において、当該事業計画について温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会に準じて協議します。

必要に応じて、当該事業計画に係る地域の環境の保全のための取組に関する学識経験者や関係する行政機関職員等に出席を求め、事業者は説明者として出席します。

環境審議会での協議において、当該事業が周辺に与える影響が大きいなど必要であると認められる場合は、地元説明会の開催等により情報提供や意見聴取を行うよう指導される場合があります。地元説明会の開催に当たっては市と協議を行いながら進め、説明会での意見とその対応や見解についてまとめた報告書を市に提出します。（書式は任意）

環境審議会は、公開での開催を原則としますが、個別事業者又は個人の秘密に属する情報等を取り扱う場合など、秘匿することが必要な情報については、一部非公開とすることができるものとします。

協議段階での意見等を踏まえ、必要に応じて市が事業計画の見直しや修正等を指示します。なお、指示に従わない場合は、認定申請に進めません。

(2) 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請

協議後、規定に定める様式の提出により事業計画に係る認定を申請します。(別記様式第1)
その際に、温対法に基づくワンストップ化特例に該当する事項がある場合は、併せて特例措置に関する必要事項を規定に定める様式により提出します。(別記様式2)

認定申請書類が受理され、審査を経て認定されると、通知されるとともにその旨が公表されます。

【認定基準】

- ① 地域脱炭素化促進事業の内容が、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」に適合するものであること

項目	確認内容
地域脱炭素化促進事業の目標	さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に定めた地域脱炭素化促進事業の目標と整合しているかを確認
地域脱炭素化促進施設の種類、規模	さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に定めた促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類、規模と対応しているかを確認
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	事業計画に記載されている内容が、さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に定めた地域の脱炭素化のための取組に対応しているかを確認
施設整備の用に供する土地の所在	さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に定めた促進区域内を整備することとされているかを確認 なお、促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討
地域の環境保全のための取組	さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に定めた地域の環境保全のための取組と対応しているかを確認
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に定めた地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組と対応しているかを確認

- ② 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

必要な要件
地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有検討）を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること
再エネ発電施設をいわゆる電気系統に連携する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合）は、当該接続について電気事業者の同意を得ていること
地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例・規則を含む。）の規定を遵守するものであること

- ③ その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること

必要な項目
地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施すること
認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること ただし、出力が20kW未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない
認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること
認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること
認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること
認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと

(3) 認定後の事業実施に係る報告徴収

認定の通知を受け、事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を実施します。

市は、事業計画の認定後に計画の履行状況をモニタリングし、地域脱炭素化促進事業が「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の記載内容に従い、事業計画に記載された内容が円滑かつ的確に実施されていることを確認するため、認定事業者に対して報告を求めることができます。

なお、施設の整備が完了した段階及び運用中に報告を求めることとし、その他疑義が生じた時点で適宜報告を求めます。

(4) 事業実施への指導及び助言

市は、上記のモニタリング等により、地域脱炭素化促進事業が「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の記載内容に従い、事業計画に記載された内容が十分に実施されていないと市が認めた場合、または、事業が円滑かつ確実に実行されると見込まれなくなった場合、認定事業者に対してその理由を聴取し、同事業計画に基づいて取組を実施するよう指導を行うものとします。

また、市は必要に応じて、環境審議会の知見等を活用しつつ、認定事業者に対して事業の的確な実施に必要な助言を行うものとします。

指導及び助言に基づいて、事業計画の変更が必要となった場合は、計画変更の手続きをとります。

(5) 地域脱炭素化促進事業計画の変更手続き

認定後に事業計画を変更する必要がある際は、速やかに事前相談をし、環境審議会において協議し、規定に定める様式により変更に係る認定申請書を提出する必要があります。（別記様式第3）

変更後の事業計画が認定基準に適合する場合は、再度認定され、通知及び公表します。

なお、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、環境審議会における協議や事業計画の変更に係る認定の申請は不要ですが、この場合、認定事業者は、軽微な変更について、速やかにその旨を市に届け出る必要があります。

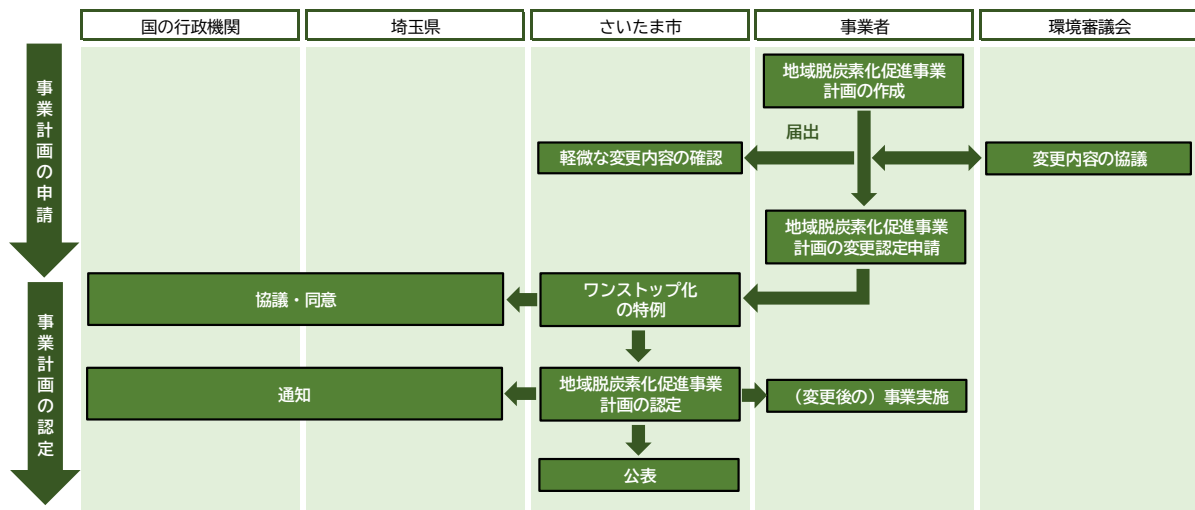


図4 地域脱炭素化促進事業計画の変更手続フロー

(6) 地域脱炭素化促進事業計画の認定取消し

認定地域脱炭素化促進事業が認定取消しの要件に該当すると認められる場合、市は当該事業計画の認定を取り消すことがあります。

事業計画に記載された地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が十分に実施されていないと認められる場合や、事業計画に故意または重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、事業計画の確実な実施が見込まれないなどの場合により認定の根拠が失われたと認められる場合に取消を行います。

なお、ワンストップ化特例の適用により許可や届出をしたとみなした行為も取り消されます。

【認定取消しの要件】

- ① 認定事業者が、地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。
- ② 地域脱炭素化促進事業計画の内容が、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」及び本要領の内容に適合しないものとなったとき
- ③ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
- ④ その他事業計画の認定基準に適合しないものとなったとき

5. 問い合わせ先

地域脱炭素化促進事業に係る質問や相談等については、ゼロカーボン推進戦略課へお問い合わせください。

さいたま市 環境局 環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課

電話：048-829-1324 FAX：048-829-1991

電子メール：zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp